

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横芝光町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

千葉県横芝光町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	1. 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種業務 (1)予防接種対象者の抽出 (2)予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)転入者の予防接種履歴の登録・管理 (5)未接種者に対する勧奨通知 (6)委託料の支払 (7)定期接種により健康被害が生じた場合の給付金に支給 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (1)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 (2)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 (3)予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表14の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横芝光町役場 健康こども課
②所属長の役職名	健康こども課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横芝光町役場 総務課行政班 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 0479(84)1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	横芝光町役場 健康こども課健康づくり班 千葉県山武郡横芝光町栗山1076 0479(82)3400
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	横芝光町予防接種事業事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・予診票等の書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある書類等の保管は施錠のできる保管庫に保管している。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	横芝光町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。 また、入力する際には個人の情報となる書類については、施錠できる保管庫に保管することを徹底している。 個人宛に郵送等する場合には、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどダブルチェックを行っている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康管理課長 越川 誠一	健康こども課長 早川 裕明	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康こども課長 早川 裕明	健康こども課長 椎名 淳	事後	
平成29年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	横芝光町役場 健康管理課健康管理班 千葉崇山 武部橋芝光町葉山1076 0479(82)3400	横芝光町役場 健康こども課こども班 千葉崇山 武部橋芝光町葉山1076 0479(82)3400	事後	
平成30年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 16の2、16の3 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成28年内閣府・総務省令第7号) (情報照会の根拠となる条) 第13条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 16の2、16の3 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成28年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠となる条) 第12条の2 (情報照会の根拠となる条) 第13条	事後	
平成30年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康こども課長 椎名 淳	健康こども課長	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年5月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種を実施している。 (1)予防接種対象者の抽出 (2)予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)転入者の予防接種履歴の登録・管理 (5)未接種者に対する勧奨通知 (6)委託料の支払 (7)定期接種により健康被害が生じた場合の給付金に支給	1. 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種業務 (1)予防接種対象者の抽出 (2)予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)転入者の予防接種履歴の登録・管理 (5)未接種者に対する勧奨通知 (6)委託料の支払 (7)定期接種により健康被害が生じた場合の給付金に支給 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務 (1)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 (2)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供	事後	
令和2年5月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和2年5月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和2年5月17日	II しいき鑑別所項目 1. 対象人数 いくつかの項目の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和2年5月17日	II しいき鑑別所項目 2. 取扱件数 いくつかの項目の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 16の2、16の3 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成28年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠となる条) 第12条の2 (情報照会の根拠となる条) 第13条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 16の2、16の3 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成28年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠となる条) 第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠となる条) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	横芝光町役場 健康こども課こども班 千葉崇山 武部橋芝光町葉山1076 0479(82)3400	横芝光町役場 健康こども課健康づくり班 千葉崇山 武部橋芝光町葉山1076 0479(82)3400	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種業務 (1)予防接種対象者の抽出 (2)予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)転入者の予防接種履歴の登録・管理 (5)未接種者に対する勧奨通知 (6)委託料の支払 (7)定期接種により健康被害が生じた場合の給付金に支給 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務 (1)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 (2)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供	1. 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種業務 (1)予防接種対象者の抽出 (2)予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) (3)照会申請による予防接種履歴の照会 (4)転入者の予防接種履歴の登録・管理 (5)未接種者に対する勧奨通知 (6)委託料の支払 (7)定期接種により健康被害が生じた場合の給付金に支給 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務 (1)ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 (2)予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 (3)予防接種の実施後に接種券からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	
令和2年12月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	見直しによる
令和2年12月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 16の2、16の3 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成28年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠となる条) 第12条の2、第12条の2 (情報照会の根拠となる条) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 16の2、16の3 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 16の2、17、18、19	事後	見直しによる
令和2年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠の備	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法改正による
令和2年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 16の2、16の3 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 16の2、17、18、19	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29の項	事後	番号法改正による
令和2年12月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による